

一	二	三	四	五
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	発行額
利付国庫債券（五年）（第六十三回） 財務大臣 尾身 幸次	財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項及び平成十九年度における財政運営のた	成十三年法律第七十五号。以下 社債等の振替に関する法律（平 成十三年法律第七十五号。以下	日本郵政公社による国債の募集 機関は日本銀行とする。	額面金額で五百億円 うち、財政法第四条第一項の規 定に基づき発行する利付国債に ついては、額面金額で九十九億 九千五百万円、平成十九年度に おける財政運営のため公債の 発行の特例等に関する法律第二 条第一項の規定に基づき発行す る利付国債に ついては、額面金額で九十九億 九千五百万円、平成十九年度に

財務省告示第百九十五号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第六条第一項の規定に基づき、平
 成十九年五月三十日に発行する利付国債の発行条
 件を次のとおり告示する。
 平成十九年五月二十九日

六 払込金額 五百億二千五百万円
 七 最低額面金額 五百万円

八 振替単位 振替法の規定による振替口座簿

の記載又は記録は、最低額面金額の整数倍の金額によるものとす。

九 発行日 平成十九年五月三十日

十 募集の価格 額面金額百円につき百円五銭

十一 利率 年一・二パーセント

十二 経過利率の払込み 額に加え、次の算式により算

出した金額を第十九号に規定する期日に払い込むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 1.2 \times 71}{100 \times 365}$$

(二) 発行時において、その利子

に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額(ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国人が適用を受ける所得税の

十三 初期利子
 平成十九年九月二十日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十五号において規定する期日について同じ。）

$$\frac{\text{額面金額}}{100} \times \frac{1.2}{2} \times 1$$

十四 第二期利子以後の利子
 毎年三月二十日及び九月二十日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。
 平成二十四年三月二十日額面金額百円につき百円
 日本銀行
 平成十九年五月十八日から平成十九年五月二十四日まで
 平成十九年五月三十日
 払込期日
 募集期間
 払場所
 元利金支額
 償還金額
 償還期限
 十七
 十六
 十五
 十八
 十九